

子どもの定義について

1. 「こども」「児童」等の定義がされている主な法令等

	法令等	表記	規定内容
1948 年施行	児童福祉法	児童	満 18 歳に満たない者
2015 年施行	子ども・子育て支援法	子ども	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
2023 年施行	こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
2022 年改正	民法	未成年者	未成年者の規定なし（本文：年齢 18 歳をもって、成年とする）
1994 年批准	児童の権利に関する条約	児童	18 歳未満のすべての者

2. 他自治体の条例における定義の状況

	区分	考え方
①	18 歳未満の者（年度末）	条約や児童福祉法に合わせる（子ども・子育て支援法）
②	18 歳未満の者及び同等に扱うことが適当とみられる者	18 歳を超えても、個々の事情や成長の度合いにより、18 歳未満の者と同等に権利を保障する必要がある人を対象とする
③	心身の発達の過程にある者	こども基本法に基づき、18 歳や 20 歳といった特定の年齢で区切るのではなく、心と身体が成長・発達の過程にある人を切れ目なく対象とする
具体的な条文内容		
①	・ 18 歳未満の市民（筑紫市） ・ 町に住む 18 歳未満の人及び町に通所、通学、又は通勤をしている 18 歳未満の人（富士川町） ・ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（名張市）	
②	・ 18 歳未満の者その他これらの者と同等に扱うことが適当と認められる者（みよし市） ・ 18 歳未満の者その他当該者と等しく権利を保障されることが適当と認められる者（長野市） ・ 18 歳未満の者（18 歳に達した後も引き続きこどもに関する施策の対象とする必要がある者を含む。）（陸前高田市） ・ 18 歳に満たない者（その心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、当該者に準ずると認められる者を含む。）（杉並区）	
③	・ 心身の発達の過程にある者／もの（岡山市・福井市／千葉市）	

3. 各定義の良い点・悪い点

	区分	良い点	悪い点
①	18 歳未満の者	・ 条約や児童福祉法に合わせるかたち ・ 対象者をイメージしやすい	・ 18 歳以上の人は対象外となる ・ こども基本法の考え方と異なる
②	18 歳未満の者及び同等に扱うことが適当とみられる者	・ 18 歳を超えた一部の人も対象となることがわかる	・ 年齢を明記することで区切りを意識させてしまう ・ 18 歳以上の人の対象範囲がわかりにくい
③	心身の発達の過程にある者	・ こども基本法の考え方に合わせるかたち ・ 年齢を明記せずに発達過程を重視	・ 対象範囲がわかりにくい